

事 務 連 絡
令和3年8月31日

保 護 者 各 位

うるま市立学校給食センター
所 長 大 嶺 公 律

学校給食の停止に伴う給食費の日割算定（還付）について

初秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のことお慶び申し上げます。また、日頃よりうるま市立学校給食センターへのご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

みだしについて、学校給食の提供について「うるま市立学校給食センター会計規程」により、「児童生徒が休業日（土日、祝祭日、台風、学校行事）を除き連続して5日を超えて長期にわたって欠食する場合、学校からの報告を給食センターで受理した翌日から日割算定（還付）する。」とあります。保護者より学校へ欠食の連絡がないと、学校と給食センターで欠食の把握が出来ず欠食期間中も給食の提供が行われるため、日割算定（還付）が出来ないばかりか給食費の納付が発生します。

つきましては、保護者の皆様へ児童生徒の長期欠食がある場合は、学校へ連絡して頂くようお願いいたします。

うるま市立学校給食センター 第一調理場
うるま市字田場 709 番地 1
給食係 島袋・山田・兼島・森根
TEL : 973-1111
FAX : 973-1148

令和3年9月8日

保護者 各位

うるま市立川崎小学校
校長 横田 恵
【公印省略】

学校給食の停止に伴う給食費の日割算定について

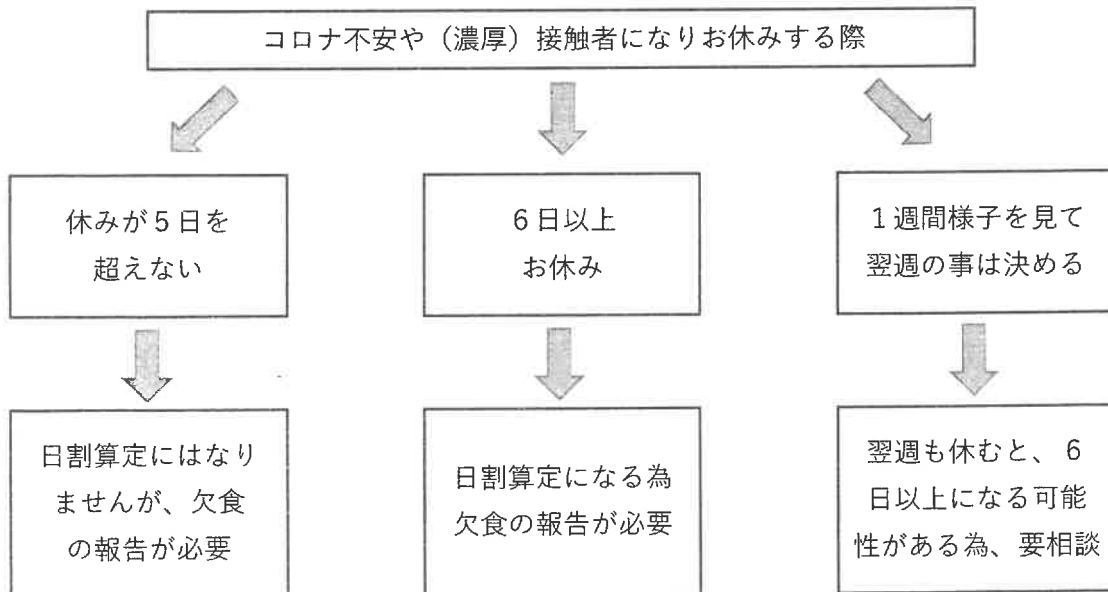
初秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のことお慶び申し上げます。また、日頃より本校教育活動へのご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

みだしのことについて、学校給食の提供及び給食費の取り扱いにつきまして、うるま市立学校給食センターよりお知らせがありました（裏面参照）。

今後、保護者の皆様におかれましては児童生徒の長期欠食がある場合は、給食停止のご連絡を学校（事務）へよろしくお願い致します。欠食の連絡がない場合、給食費の納付が発生します。

- ※ 給食センターの会計規定に記載されている、「連続して5日を超える欠食」とは、「6日以上」を指します。
- ※ 給食センターへの欠食報告は、学校が保護者より連絡を受けてから行います。
- ※ 学校からの報告を給食センターで受理した翌日から給食は停止されます。
- ※ 欠食の取扱いは、保護者からの連絡や承諾がなければ行う事ができません。

* 欠食報告に関するフローチャート *



いずれのパターンでも**学校への連絡が必要**になります。

お手数おかけしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、登校を再開する際も、給食をとることの報告を給食センターへ行う為、前日に学校へ連絡をお願いいたします。

裏面参照